

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年7月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2500029 号

厚生局事案番号 : 関東信越(国)第 2500012 号

第1 結論

昭和 38 年*月から昭和 44 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年*月から昭和 44 年 3 月まで

請求期間においては、A 市 B 町にあった C 社に住み込みで勤務しており、近くにあった D 県庁舎に隣接する建物で国民年金の加入手続を行い、当該建物の窓口で毎月又は定期的に国民年金保険料を納付書により現金で納付していた記憶があるので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において A 市に居住し、D 県庁舎に隣接する建物で国民年金の加入手続を行い、窓口で毎月又は定期的に国民年金保険料を納付していたと主張している。

一方、国民年金の加入手続は住民登録をしていた市町村で行うこととなるところ、A 市に係る資料により、請求期間当時、D 県庁舎と同じ所在地に同市の出張所があったことは確認できる。

しかしながら、請求期間当時、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新たに払い出され、都道府県知事は住所地の市町村長を経由して被保険者に当該国民年金番号が記載された国民年金手帳を交付する取扱いとなっていたところ、請求者は請求期間当時に国民年金手帳を受け取った記憶はないと陳述している。

また、請求者が現在所持する国民年金手帳の交付年月日は昭和 44 年 12 月 26 日であり、当該国民年金手帳に記載された国民年金番号(*)は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該国民年金番号前後の任意加入被保険者の資格取得日により、昭和 44 年 12 月頃に E 市において加入手続をした被保険者に払い出された番号であることが確認できることから、請求期間に A 市において払い出された国民年金番号及び被保険者氏名が記載された国民年金手帳記号番号払出簿並びに国民年金受付処理簿を確認したが、請求者の氏名は見当たらない。

さらに、社会保険オンラインシステムにおいて氏名検索による調査を行ったが、請求者が所持する国民年金手帳に記載がある国民年金番号とは別の番号が払い出された形跡はない。

加えて、請求者は請求期間に係る国民年金保険料を納付書により現金で納付していたと主張しているが、A市の広報誌によると、請求期間における納付方法は、被保険者が国民年金印紙を購入し、当該印紙を貼付した年金手帳を市役所等において検認する方式であり、同市役所や出張所等の窓口において国民年金保険料の納付書による現金納付が開始されたのは請求期間より後の昭和46年4月からである。

以上のことから、請求期間当時、請求者は国民年金に加入していなかったものと認められ、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、A市は請求者が国民年金に加入していた記録は確認できない旨回答している上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。